

青森労働局からのお知らせ

令和7年3月

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう



春の大型連休に
休みをつなげてリフレッシュ。

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただけます。青森労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-4211

資料：別添1（春の大型連休に休みをつなげてリフレッシュ！）

職場におけるハラスメント対策研修動画を活用しましょう

厚生労働省では、ハラスメント防止措置やハラスメントに関する効果的・効率的な相談対応や事実確認方法などに関する知識と理解を深めるため、ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」に次の7種類の研修動画を作成し、オンデマンドで配信していますので、社内研修等で活用しましょう。

- I. 職場におけるハラスメント対策（事業主向け）[46:27]
 - II. 職場におけるハラスメント対策（相談窓口担当者向け）[37:16]
 - III. カスタマーハラスメント対策[34:11]
 - iv. 就活ハラスメント対策[34:37]
- v-1. 職場におけるハラスメント対策・基礎知識編（社労士向け）[59:21]
v-2. 職場におけるハラスメント対策・事例・判例紹介編（社労士向け）[1:11:50]
v-3. 職場におけるハラスメント対策・取組の意義・周辺知識編（社労士向け）[28:26]

詳しくは、「あかるい職場応援団」ホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/events>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017-734-4211